若齢子牛等預託事業実施要領

制定:令和2年 5月 29 日付け2 日畜協第 95 号一部改正:令和2年 12月 18 日付け2 日畜協第 204号一部改正:令和3年 3月 12 日付け3 日畜協第 69 号一部改正:令和3年 6月 3 日付け3 日畜協第 122 号一部改正:令和3年 12月 9 日付け3 日畜協第 229 号一部改正:令和4年 4月 25 日付け 4 日畜協第 103 号一部改正:令和4年 7月 26 日付け 4 日畜協第 157 号一部改正:令和4年 10月 14 日付け 4 日畜協第 229 号一部改正:令和5年 3月 1日付け 5 日畜協第 41 号一部改正:令和5年 5月 16 日付け 5 日畜協第 119 号

一般社団法人日本家畜商協会(以下「協会」という。)は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長が実施する肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛流通促進対策事業)対象外の肉用子牛等(第7条第2項に規定する肉用子牛及び同条第3項に規定する経産牛をいう。以下同じ。)の預託事業(以下「若齢子牛等預託事業」という。)を実施するため、次のとおり実施要領を定める。

(事業の目的)

第1条 この実施要領は、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が定める肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農畜機第4380号、以下「実施要綱」という。)別添3肉用牛流通促進対策事業(以下「流通促進事業」という。)の対象外の肉用子牛等を協会が導入し、協会の会員である家畜商組合(中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会をいう。以下「組合」という。)の組合員(以下「組合員」という。)である肥育農家に預託を行う事業(以下「若齢子牛等預託事業」という。)に関する基本的事項を定め、もって預託事業の適正かつ円滑な運営に資するものとする。

(事業の内容)

第2条 協会は、肉用子牛等の預託を通じた肉用子牛等の流通の円滑化を図るため、 次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 肥育事業

協会が所有する肉用子牛等を、次のいずれかの取組を行った肥育農家等(組合員であって、素牛を肉用に肥育する農家又は肉用牛の繁殖により素牛を生産する農家をいう。以下同じ。)に預託する。

- ア 「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」(平成17年3月30日付け16生畜第4391号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)に定める肉用牛枝肉情報全国データベースに枝肉情報の提供を行うこととし、独立行政法人家畜改良センター肉用牛枝肉情報全国データベース利用要領(平成14年6月21日付け14独家セ379号)第2条第4号に基づき公益社団法人日本食肉格付協会(以下「食肉格付協会」という。)に同意書を提出した者
- イ 独立行政法人家畜改良センター(以下「家畜改良センター」という。)の 「牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続き」(平成22年3月 1日付け21独家セ1634号)第2条に同意した肥育農家等であって家畜改良セン ターに飼養地情報の公表の同意書を提出した者

(2)繁殖事業

協会が所有する肉用子牛等を、繁殖に取り組む肥育農家等に子取り用雌牛として預託する。

なお、子取り用雌牛が生産した子牛の所有権は協会に帰属する。

(3) (1) 及び(2) の事業の円滑な推進を図るために、肥育農家等に預託した肉 用子牛の確認及び品質向上、繁殖技術等に関する指導等を行う。 (事業の実施期間)

第3条 この事業は、令和2年度から当分の間実施する。

(事業の経理処理)

第4条 協会は、この事業を他の事業と区分して経理するものとする。

(預託事業の基本的要件)

- 第5条 肥育事業の預託事業は、協会が自ら肉用子牛等を選定・購入し、所有権を留保して肥育農家等に現物預託し、目的を達成して当該肉用子牛等の販売直前に肥育農家等に所有権が移転する預託方式とし、繁殖事業の預託事業は、協会が自ら肉用子牛等を選定・購入し、所有権を留保して肥育農家等に現物預託し、目的を達成して当該肉用子牛等又は当該肉用子牛等が生産した肉用子牛等の販売直前に肥育農家等に所有権が移転する預託方式とする。
- 2 肥育事業の協会の肥育農家等に対する債権は、肉用子牛等の購入費(諸経費を含む。以下同じ。)の立替費用及び当該立替費用に係る利子(協会が肉用子牛等を肥育農家に引き渡した日から、協会と肥育農家等との合意に基づき肉用子牛等の購入費の立替費用が精算される日までの期間について、協会が定める利率で計算した金額。以下同じ。)とし、当該肉用子牛等が目的を達成して販売される直前に肥育農家等に所有権が移転したものとしてその債権を精算するものとし、繁殖事業の協会の肥育農家等に対する債権は、肉用子牛等の購入費(諸経費を含む。)の立替費用及び当該立替費用に係る利子とし、当該肉用子牛等が目的を達成して当該肉用子牛等又は当該肉用子牛が生産した肉用子牛が販売される直前に肥育農家等に所有権が移転したものとしてその債権を精算する。

(事業の実施)

第6条

1 預託の実施

協会が肥育農家等へ肉用子牛等を預託するに当たっては、次によるものとする。

(1)協会は、肉用子牛等の集出荷計画を策定し、家畜市場等を通じて計画的に肉用子牛等を導入することとし、肉用子牛等の所有権を留保して肥育農家等に預託する。

なお、預託に当たっては肥育農家等と預託契約を締結する。

(2)協会は、肉用子牛等の購入、肥育農家等の選定・指導、預託期間中の肉用子牛 等及びその産子の管理を行うものとする。

なお、肥育農家等が生産した肉用子牛等は、以下の場合に限り当該肉用子牛等 を生産した肥育農家等に預託することはできるものとする。

ア 実施事業は、肥育事業のみとする。

イ 肥育農家等の要件は、第7条第1項の規定を適用する。

ウ 肉用子牛の要件は、以下のとおりとする。

(ア) 品種区分は、黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種、交雑種とする。

(イ) 導入月齢は設定しない。

- エ 1頭当たりの預託金額は、第21条第2号の規定による1頭当たりの上限額以下の金額とし、次のいずれか一の方法により定めた額とする。
- (ア)家畜市場に出品したものについては、出品者以外の者による落札が出来なかったため、やむを得ず出品者が落札した金額。
- (イ) 直近の家畜市場の品種別の取引平均金額、性別、月齢、体重等を勘案して、 肥育農家等が所属する組合以外の団体が選定した複数の評価者が協議して定 めた金額。
- (3)肥育事業の預託期間については、肉用子牛等を預託してから販売するまでの期間とする。なお、この期間は最低8か月間以上とする。
- (4)繁殖事業については、肉用子牛等を預託してから、子牛を生産し、債権を精算 するまでの期間を預託期間とする。

なお、預託期間は、最低8か月間以上とし、原則として60か月を超えない期間とする。

- (5)協会は、肉用子牛等の導入に係る資金は、金融機関からの借入れにより調達する。
- (6)協会は、預託期間中の肉用子牛等が死亡その他重大な事故にあった場合は、速やかに協会の会長(以下「会長」という。)に報告するものとする。
- (7) 肥育農家等は、原則として、預託事業の対象である肉用子牛等(子取り用雌牛が生産した子牛を含めて、以下「預託牛」という。) を肥育農家等が所属する組合の道府県内で飼養するものとする。

ただし、肥育農家等が所属する組合が認めた場合については、この限りでない。

- (8)協会は、肥育農家等が肉用子牛等の預託期間中に経営難等により、当該肉用子 牛等の飼養が継続できないと認められる場合は、当該預託事業に参加している他 の肥育農家等に預託することができる。この場合、(3)及び(4)の預託期間 については、それぞれの肥育農家等における飼養期間の通算により算定するもの とする。
- 2 事業実施計画の作成 協会は、若齢子牛等預託事業実施計画書を作成するものとする。

(事業の要件)

第7条 この事業の対象となる肥育農家等、肉用子牛等については、次の要件をすべて満たすものとする。

1 肥育農家等

- (1)協会の会員(入会預り金会員に限る。)の組合員であること。
- (2) 肉用牛枝肉情報全国データベースに枝肉情報の提供を行うこととし、食肉格付協会に第2条のアの同意書を提出していること。
- (3) 家畜改良センターに第2条(1) のイの飼養地情報の公表の同意書及び協会が 牛個体識別全国データベースを利用する旨の同意書を提出していること。
- (4) 肉用子牛等の預託契約時において、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律 第 65 号)第 12 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた者であること。
- (5)素牛を肉用に肥育する農家は、肉用子牛等の預託契約時において、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の1の(3)のカの登録生産者であること。ただし、経産牛の肥育等のため肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱対象外の者については、この限りでない。

肉用牛の繁殖により素牛を生産する農家は、肉用子牛等の預託契約時において、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号)第 6 条第 1 項の生産者補給金交付契約の契約者であること。ただし、初生牛等販売等のため肉用子牛生産安定等特別措置法対象外の者については、この限りでない。

- (6) 肥育農家等は、預託を受けた肉用子牛等を、他の肥育農家等に再預託してはならない。
- (7)子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛については、繁殖処理(人工授精又は受精卵移植等をいう。以下同じ。)を実施し、1産以上の肉用子牛を生産すること。また、その産子については、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に基づく家畜登録機関による子牛登録等を行うよう努めること。なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、その繁殖処理の実施を証する書類の確認ができるものに限り、肥育素牛の預託事業の対象として取り扱うことができるものとする。

2 肉用子牛

- (1) 肉用子牛は、妊娠も1産もしたことのない国内で生産された牛で、月齢25か月 未満のものとする。
- (2) 肥育事業 (素牛育成を含む。)の対象となる牛は、肉用牛流通促進対策事業の対象外の肉用子牛とし、品種区分は「肉用子牛等生産安定等特別措置法の施行について」(平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通達)の

記の第3の2の(3)の規定による次の品種とする。具体的には、以下のとおり。

なお、詳細は別表のとおり(繁殖事業の対象となる牛及び経産牛も同じ。)。

- ア 黒毛和種:受精卵移植以外の方法により生産された月齢6か月未満の若齢子 牛、月齢12か月以上の牛
- イ 褐毛和種、その他肉専用種:月齢0か月以上6か月未満、月齢12か月以上の 生
- ウ 交雑種:月齢2か月以上6か月未満、月齢12か月以上の牛
- エ 乳用種:月齢2か月以上6か月未満、月齢12か月以上の牛
- (3)繁殖事業の対象となる牛は黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種、交雑種及び 乳用種の子取り用雌子牛で月齢25か月未満のものとする。
- (4) 適正な発育をしているものであること。
- (5)家畜取引法(昭和31年法律第123号)に基づく家畜市場(臨時市場を含む。) を通じて導入したものであること。ただし、家畜市場を通じて導入したものと同 等であるとして、会長が承認した場合はこの限りではない。
- (6)繁殖事業の対象となる肉用子牛は、機構の流通促進対策事業による繁殖雌牛導 入に係る補助金の交付を受けていないこと。
- 3 経産牛
- (1) 肥育事業の対象となる牛は以下のとおりとする。
 - ア 国内で生産された牛であり、品種区分は「肉用子牛等生産安定等特別措置法 の施行について」(平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依 命通達)の記の第3の2の(3)の規定による黒毛和種、褐毛和種、その他肉 専用種、交雑種及び乳用種とする。
 - イ 1 産以上の子牛生産をしているもの、又は月齢25か月以上のものであること。
- (2)繁殖事業の対象となる牛は以下のとおりとする。
 - ア 国内で生産された牛であり、品種区分は「肉用子牛等生産安定等特別措置法 の施行について」(平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依 命通達)の記の第3の2の(3)の規定による黒毛和種、褐毛和種、その他肉 専用種、交雑種及び乳用種とする。
 - イ 1 産以上の子牛生産をしているものもしくは妊娠(初妊牛を含む。)しているもの、又は月齢 25 か月以上のものであること。
 - ウ 機構の流通促進対策事業による繁殖雌牛導入に係る補助金の交付を受けてい ないこと。
- (3) 家畜取引法に基づく家畜市場を通じて導入したものであること。ただし、家畜市場を通じて導入したものと同等であるとして、協会の会長が承認した場合はこの限りではない。

(預託事業参加の承諾)

- 第8条 肥育農家等は、協会から肉用子牛等の預託を受けるに当たっては、若齢子牛 等預託事業参加承認申請書(別紙1)を作成し、協会に対し会長が別に定める期日 までに提出するものとする。
- 2 協会は、肥育農家等から提出された若齢子牛等預託事業参加承認申請書を協会が定める基準に基づき審査し、肉用子牛等の預託の可否、預託頭数等を決定したときは、当該肥育農家等(以下「事業参加者」という。)に対し、若齢子牛等預託事業参加承諾書(別紙2)を交付するものとする。
 - なお、肥育農家等、事業参加者が所属する組合(以下「事業参加組合」という。)及び事業参加者からの文書提出は、FAX又は電子媒体で行うことができるものとする。
- 3 預託事業参加の諾否の決定は協会審査委員会要領に基づく審査委員会(以下「審 査委員会」という。)の答申に基づいて、会長が行うものとする。
- 4 協会は、諾否の決定に当たり必要があるときは、実地調査を行うことができるも のとする。

(預託契約の締結等)

- 第9条 協会は、事業参加者と若齢子牛等預託事業預託契約書(別紙3)(以下「預 託契約」という。)により、預託契約を締結するものとする。
- 2 協会は、預託事業を運営するために、以下の契約を締結するものとする。
- (1) 金融機関との融資基本契約
- (2) 家畜市場と預託牛購入に係る取引基本契約
- (3)食肉卸売市場等(食肉卸売市場及び家畜市場を言う。)、事業参加者等と預託牛販売に係る取引条件基本契約
- (4) 家畜改良センターとの牛個体識別情報提供契約

(肉用子牛等の選定及び購入)

- 第10条 協会は、事業の対象となる肉用子牛等の選定及び購入に当たっては、協会自ら実施することを原則とするが、次により事業参加者に委任して実施することができるものとする。
- (1)協会は、必要に応じて事業参加者が肉用子牛等の購入を希望する家畜市場に対し購買員証明書を発行(第22条により協会が事業参加組合に業務を委託した場合は所属する組合を経由して(「所属する組合経由」という。以下同じ。)するものとする。
- (2)協会から委任を受けた事業参加者は、事業の対象となる肉用子牛等を選定・購入したときは、協会(所属する組合経由)に対し、速やかに若齢子牛等預託事業 依頼書を市場購買伝票、子牛登録証明書等を添付して提出するものとする。
- (3)協会は、事業参加者から提出された若齢子牛等預託事業依頼書を審査し、若齢子牛等預託事業を承諾するときは、若齢子牛等預託事業を依頼した事業参加者に対し、若齢子牛等預託事業承諾書を交付するものとする。

(肉用子牛等の引き渡し等)

- 第 11 条 協会は、購入した預託牛を購入日に事業参加者に引き渡すものとする。
- 2 協会は、預託牛を金融機関へ担保提供し資金調達を行うものとする。 このため、事業参加者、金融機関及び協会との間で、動産譲渡担保権設定契約及 び指図による占有移転等に関わる合意書を締結するものとする。

(預託牛の存在確認等に係る手続き)

- 第12条 事業参加者から市場購買伝票、市場販売伝票又は事故報告書の提出があったとき、協会は、預託牛の明細表等(融資基本情報登録シート、預託牛基本情報登録シート)にデータ入力するとともに、預託牛基本情報登録シートに入力された肉用牛等の個体識別情報と家畜改良センターの牛個体識別データとの照合を遅滞なく行うものとする。
- 2 協会は、前項の照合を行った場合は、前月末日時点の以下の帳票を出力し、この うち、(1)から(3)の出力帳票を事業参加組合及び事業参加者へ紙媒体等で報 告するものとする。

なお、事業参加者は、預託牛の個体識別データとの差異の原因が家畜改良センターに対する届出遅延による場合は、遅滞なく家畜改良センターに対する届出を行うものとする。

- (1) 預託牛異動状況表 (別添様式2号) (電子媒体で提供)
- (2) 預託牛在庫評価集計表 (別添様式3号) (紙媒体で提供)
- (3)預託牛在庫評価一覧表 (別添様式4号)(電子媒体で提供)
- (4)預託牛管理台帳
- 3 協会は、情報の照合に関連し、必要があるときは、実地に調査することができるものとする。

(期中管理)

第13条 協会は、以下の事項を実施し、事業参加者及び預託牛を適正に管理するものとする。

- (1) 事業参加者から所得税申告書、事業報告書等を徴求し、経営状況や財務状況を 審査委員会で審査する。
- (2)預託牛の在庫状況について以下の確認を行い、その結果を審査委員会で審査する。
 - ア 預託牛明細表と家畜改良センターの牛個体識別情報とを牛導入直後及び毎月 末に照合
 - イ 必要に応じ現物確認の実施
- (3)必要に応じ事業参加者の状況確認・指導を行い、その結果を審査委員会で審査する。
- (4) 当該事業の実施状況等について、直近時に開催される審査委員会に報告するものとする。

(若齢子牛等預託内容の変更)

- 第 14 条 事業参加者は、若齢子牛等預託内容を変更しようとする場合(補助金相当額 の全部又は一部償還を含む。)は、遅滞なく若齢子牛等預託内容変更依頼書(所属す る組合経由)を協会に提出するものとする。
- 2 協会は、事業参加者から提出された若齢子牛等預託内容変更依頼書を審査し、若齢子牛等預託内容の変更の承諾を決定したときは、事業参加者に対し若齢子牛等預託内容変更承諾書を交付するものとする。

(契約の解除等)

第15条 協会及び事業参加者は、預託期間中、一方的に預託契約を解除することができないものとする。

ただし、協会は、次に掲げる場合には、契約期間中であっても、この契約を解除 することができるものとする。

- (1)事業参加者が経営難等により、肉用子牛等の飼養が継続できないと認められる 場合
- (2) 事業参加者が預託契約書の各条項に違反した場合
- (3)事業参加者の死亡又はその他重大な事故等により、肉用子牛等を飼養することが困難であることが明らかな場合
- (4) 事業参加者(事業参加者が団体の場合は、代表者及び役員を含む。) が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合
- 2 契約解除された事業参加者又はその相続人は、当該預託牛の飼養管理に要した一切の費用を協会に請求できないものとする。
 - また、契約解除された事業参加者又はその相続人は、当該預託牛を直ちに協会に引き渡さなければならない。
- 3 前項の規定による預託牛の引き渡しが遅延した場合において、協会が請求したと きは、事業参加者は、事業参加者の飼養する協会預託牛以外の肉用子牛等について担 保権を設定しなければならない。

(預託牛の販売等及び債権・債務の精算等)

- 第 16 条 預託牛を販売しようとするとき、事業参加者は、原則として事前に協会 (所属する組合経由)と協議するものとする。
- 2 預託牛を販売したとき、事業参加者は、遅滞なく「肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の販売報告書」を協会(所属する組合経由)に提出するものとし、協会は、「預託牛販売に係る取引条件基本契約」に基づき、食肉卸売市場等、所属する組合等から、事業参加者が選択し、かつ、会長が承諾した以下のいずれか一の方法により預託牛販売代金を受領するものとする。
- (1)食肉卸売市場等から直接協会へ送金
- (2) 食肉卸売市場等から所属する組合経由で協会へ送金
- (3) 審査委員会の答申に基づき会長が承諾した方法により協会へ送金
- 3 預託牛が死亡したとき、事業参加者は、速やかに協会(所属する組合経由)に報

告するものとする。

4 事業参加者が協会と協議の上預託牛を販売したとき、預託牛が死亡したとき、預託 予定期間が終了したとき、又は契約を解除したとき、協会は、事業参加者に対する債 権の精算を行うとともに、事業参加者の協会に対する支払額を決定して事業参加者 に「預託牛購入費等精算書」を交付するものとし、事業参加者は、これに基づき協会 の指示する方法により協会に支払うものとする。

なお、肥育事業対象の肉用子牛等の所有権は、当該肉用子牛等が目的を達成して当該肉用子牛等の販売直前に事業参加者に所有権が移転するものとする。

また、繁殖事業対象の肉用子牛等の所有権は、当該肉用子牛等が目的を達成して当該肉用子牛等又は当該肉用子牛等が生産した肉用子牛を販売直前に事業参加者に所有権が移転するものとする。

さらに、預託予定期間が終了したときの対象肉用子牛等の所有権は、預託予定期間が終了した後に本項第1文(本項の最初の文章を言う。)の支払いがなされた日に、契約を解除したときの対象肉用子牛等の所有権は、契約解除後に本項第1文の支払いがなされた日に、それぞれ事業参加者に所有権が移転するものとする。

- 5 前項の支払額は、1頭ごとに次の(1)ないし(4)の合計額から(5)の額を控除した金額とする。
- (1) 肉用子牛等購入立替費用
- (2) (1) に係る利子
- (3) 協会の手数料相当額 (販売時等分)
- (4) その他諸経費(該当する費用等がある場合)

なお、肉用子牛安定供給対策の当該肉用子牛等が生産した肉用子牛を販売した場合であって、その販売額をもって債権の全額を精算することができない場合は、その一部を精算するものとし、(2)ないし(4)の支払及び(5)の控除は、残りの債権精算時に行うものとする。

(損益の帰属)

第17条 預託牛の飼養管理及び販売に伴う損益は、事業参加組合員に帰属するものと する。

(事業参加組合の義務)

- 第 18 条 事業参加組合は、協会から委託を受けた場合は、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 事業参加組合は、事業参加候補者を厳格に審査して、適格者を協会に推薦し、 推薦書(別紙1、別添1)を提出するものとする。
- (2) 事業参加組合は、協会が組合の現地確認を実施するときは、協会に協力するものとする。
- (3) 事業参加組合は、事業参加者に問題が発生した場合や発生が予見される場合、 遅滞なく協会へ連絡するものとする。

(事業参加者の義務)

- 第19条 事業参加者は、次の事項を順守しなければならない。
 - (1)預託牛を事業の目的に従い、かつ、常に善良な管理者の注意をもって善良な飼養管理を行うものとする。
 - (2)預託牛の飼養に要する一切の費用を負担するものとする。
 - (3) 肉用子牛等を選定・購入しようとするときは、事前に協会(所属する組合経由)と協議するものとする。
 - (4)協会から委任を受けて、預託牛を選定・購入した場合は、速やかに若齢子牛等 預託事業依頼書を市場購買伝票、子牛登録証明書等を付して協会(所属する組合 経由)に報告するものとする。
 - (5)「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成 15 年 法律第 72 号)を順守し、個体識別のための耳標の装着の確認、各種届出を速や かに実施するものとする。

- (6) 預託牛を、他の事業参加者等に再預託してはならない。
- (7)預託期間中の肉用子牛等の死亡その他重大な事故等があった場合は、「若齢子 牛等預託事業に係る預託牛の事故報告書」を獣医師による診断書等を添付して速 やかに協会へ提出するとともに、当該預託牛の取扱いについて協会の指示に従う ものとする。
- (8)子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛については、繁殖処理を実施し、1 産以上の肉用子牛を生産する。なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しな かった場合は、「若齢子牛等預託事業に係る仕向けの変更報告書」をその繁殖処 理の実施を証する書類を添付して不受胎の認識後速やかに協会(所属する組合経 由)へ提出するとともに、当該牛の取扱いについて協会の指示に従うものとす る。
- (9) 子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛の産子については、家畜改良増殖法 に基づく家畜登録機関による子牛登録等を行うよう努めるものとする。また、事 業参加者が生産した肉用子牛は、当該肉用子牛を生産した事業参加者に預託する ことはできない。

なお、登録機関による子牛登録を行った牛については、子牛登録証は、速やか に協会(所属する組合経由)へ提出するものとする。

(10) 協会は、預託牛全頭を金融機関へ担保提供することとしているので、協会の担保提供に協力するものとする。

また、協会(所属する組合経由)から預託牛に係る債権の保全措置について指示があったとき及び協会(所属する組合を含む。)が現地確認を実施するときは、協会に協力するものとする。

- (11) 子取り用雌牛の預託の事業を実施している場合であって、肉用子牛等から子牛を生産した場合には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく出生報告を行うとともに、産子の生年月日、性別、利用計画等について協会へ速やかに報告するものとする。
- (12) 子取り用雌牛の預託の事業を実施している場合であって、機構から流通促進対 策事業による繁殖雌牛導入に係る補助金の交付を受けたときは、協会へ速やかに 報告するものとする。
- (13) 預託牛を導入し、販売したとき及び預託牛が死亡したときは、速やかに家畜改良 センターに届出を行うものとする。
- (14) 預託牛を販売するときは、事前に協会(所属する組合経由)と協議するものとする。
- (15) 預託牛を販売したときは、「若齢子牛等預託事業に係る預託牛の販売報告書」 を遅滞なく協会 (所属する組合経由) に提出するものとする。

(預託事業手数料等)

第 20 条

- 1 預託事業手数料
- (1)協会は、預託牛導入時及び販売時等(預託牛販売時、預託牛死亡時及び預託期間 満了時をいう。以下同じ。)に以下の額(預託牛1頭当たり)を事業参加者から預 託事業手数料(消費税込み)として徴収するものとする。

なお、令和4年4月1日以降に預託牛が死亡したときは、預託牛死亡時の預託事業手数料を免除することができるものとする。

また、剰余金が生じた場合、協会は、払戻しの有無、方法等を検討するものとする。

ア 肥育事業の対象牛

- (ア) 肉専用種:17,600円(導入時分8,800円、販売時等分8,800円)
- (イ) 交雑種 : 11,000 円 (導入時分 5,500 円、販売時等分 5,500 円)
- (ウ) 乳用種 : 5,500円(導入時分2,750円、販売時等分2,750円)

イ 繁殖事業の対象牛

- (ア) 肉専用種:17,600円(導入時分8,800円、販売時等分8,800円)
- (イ) 肉専用種以外の品種:11,000円(導入時分5,500円、販売時等分5,500円)

- (2)預託事業手数料は、預託牛購入に伴う保証金等の請求書記載の支払期日及び預託 牛購入費等精算書記載の期日に、事業参加者から徴収するものとする。
- (3)協会は、事業参加者が預託事業手数料の納付を怠った場合は、納付期日に納付すべき額に対し納付期日の翌日から納付完了の日まで国が定める特例基準割合に年7.3%を加算した延滞金を徴収することができるものとする。

2 預託金利

(1)協会は、預託牛販売時、預託牛死亡時、預託予定期間終了時又は契約解除時に事業参加者から、預託金利として預託牛購入日から預託牛の購入費の立替費用が精算される日(精算日前に協会が販売代金を受領する場合はその受領日)までの期間に金融機関の借入金利と同率の割合を乗じた額を徴収するものとする。

ただし、計算の結果が1,000円未満の場合は徴収を行わないことができる。

- (2)預託利息は、預託債権精算書記載の精算日又は預託債権請求書記載の支払い期日に、事業参加者から徴収するものとする。
- (3)協会は、事業参加者が預託利息の納付を怠った場合は、納付期日に納付すべき額に対し納付期日の翌日から納付完了の日まで国が定める特例基準割合に年7.3%を加算した延滞金を徴収することができるものとする。
- 3 事業継続負担金

協会は、預託事業を継続的に実施できるようにするため、預託牛購入時に事業参加者から、事業継続負担金として預託牛1頭当たり2,000円を徴収するものとする。 なお、10年後に残額がある場合、協会は、返還の有無、返還方法等を検討するものとする。

(預託事業の上限額の設定等)

第 21 条

協会は、預託事業に係るリスクを軽減するため、以下の措置を講じるものとする。

(1)協会が立替払いを行う購入代金合計額の1預託先当たりの上限額を設定するものとする。

上限額は、流通促進対策事業と合算して法人1億円、個人8,000万円とする。

(2) 協会が立替払いを行う購入代金の1頭当たりの上限額を以下のとおり設定するものとする。

ア 肉専用種 : 75 万円 イ 交雑種 : 45 万円

ウ 乳用種 : 25 万円(ただし、初任牛のうち、黒毛和種の受精卵を移植したものは 50 万円、黒毛和種の精液を授精したものは 40 万円)

- (3) 事業参加組合員に問題が発生しもしくは発生が予見されるとして、事業参加組合から協会へ連絡があった場合、協会の審査委員会等で対応策を検討するものとする。
- (4)預託牛購入代金は、原則として協会から直接家畜市場へ送金を行うよう家畜市場と協議するものとする。
- (5)預託牛の売却代金は、家畜市場又は食肉市場から直接、協会へ送金を行うよう家畜市場等と協議するものとする。

(業務の委託)

- 第22条 協会は、事業参加組合と委託契約書(別紙4)を締結し、以下の業務の全部又は一部を委託することができるものとする。
- (1) 事業参加候補者の経営状況等の審査、適格者の協会への推薦
- (2)事業参加承諾後の提出書類(家畜改良センター等に対する同意書等)の確認、協会への送付
- (3)協会の代行者として事業参加者に対する購買員証明書の発行
- (4) 子牛登録証の保管
- (5) 事業参加者の個別(都度)の肉用牛導入・販売等の報告の受理・協会への報告
- (6) 事業参加者からの「預託牛精算報告書」に基づく精算、協会への送金
- (7) 協会が実施する事業参加者に対する現地調査への同行

- (8) 事業参加者に問題が発生した場合や発生が予見される場合、遅滞なく協会へ連絡
- (9) その他預託事業に関連する事項
- 2 委託料の支払い
- (1)事業加者が当該年度に導入した預託牛又は当該年度に販売等により第 16 条第 4 項第 1 文の支払を行った預託牛の全頭について、1 又は 2 の対価として委託料 を支払うものとする。
- (2) 事業参加者の預託牛導入、販売等の連絡
- (3) 委託費の額は、協会と該当組合とで協議し、組合毎に設定する。 ただし、預託牛1頭当たり以下の額(消費税込み)を上限とする。

ア 肥育事業対象牛

肉専用種 : 8,800 円 (導入時分 4,400 円、販売時等分 4,400 円) 交雑種 : 5,500 円 (導入時分 2,750 円、販売時等分 2,750 円) 乳用種 : 2,750 円 (導入時分 1,375 円、販売時等分 1,375 円)

イ 繁殖事業対象牛

肉専用種 : 8,800 円 (導入時分 4,400 円、販売時等分 4,400 円) 肉専用種以外の品種: 5,500 円 (導入時分 2,750 円、販売時等分 2,750 円)

(預託事業の円滑な実施)

第23条 協会は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県との連携に努め、この 事業の円滑な実施を図るものとする。

第24条 事業の適正実施等

1 関係法令等の遵守

協会は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法等の関係法令及びこの実施要領(法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準(別紙5)を含む。以下「関係法令等」という。)を遵守しなければならない。また、協会は、事業参加者に対して、これらの関係法令等を遵守させるものとする。

2 帳簿等の整備保管

協会は、この事業に係る経理については、その内容を明らかにした帳簿及び関係 証拠書類を整備保管するものとするものとする。

なお、預託牛について、事業参加者別に「預託牛管理台帳」を作成し、当該預託牛の預託開始時、預託期間終了時等にそれぞれ所定事項を記帳して管理するものとする。

- 3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により、作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 第2項の帳簿等の整備保管の期間は、この事業が終了した年度の翌年度から起算 して5年間とする。
- 5 会長は、この要領に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について、必要に応じ、事業参加者に対して調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 6 本実施要領等の制定、改正及び廃止
- (1) 本実施要領の制定、改正及び廃止については、理事会の議決を経て行う。
- (2)前号の規定に関わらず、会長は、下記のいずれか一に該当する本実施要領の改正並びにこの事業の実施につき必要な事項の制定、改正及び廃止を行うことができるものとする。この場合、会長は審査委員会に諮るとともに、直近時に開催される理事会に報告するものとする。

ア 事業参加組合又は事業参加者の事務負担又は経費負担が増加しない内容の改 正

イ 様式の追加、変更又は廃止

(3) 第1号及び前号に関わらず、会長は、実施要綱の改正に伴う本実施要領の改正を行うことができるものとする。この場合、会長は直近時に開催される審査委員会に報告するものとする。

- 附 則(令和2年5月29日理事会承認)
 - この要領は、令和2年5月29日から施行する。
- 附 則(令和2年12月18日理事会承認)
 - この要領は、理事会の承認があった日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 附 則(令和3年3月12日理事会承認)
 - この要領は、理事会の承認があった日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 附 則(令和3年6月3日理事会承認)
 - この要領は、理事会の承認があった日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 附 則(令和3年12月9日理事会承認)
 - この要領は、理事会の承認があった日に施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和4年4月25日審查委員会承認)
- この要領は、審査委員会の承認があった日に施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 附 則(令和4年7月26日審查委員会承認)
- この要領は、審査委員会の承認があった日に施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 附 則(令和4年10月14日審査委員会承認)
 - 1 この要領は、審査委員会の承認があった日に施行し、令和4年4月1日から適 用する。
 - 2 令和3年度までの委託分については、従前の規定を適用する。
- 附 則 (令和5年2月24日審查委員会承認)
 - 1 この要領は、審査委員会の承認があった日に施行する。
 - 2 令和4年度までの委託分については、従前の規定を適用する。
- 附 則(令和5年5月16日審查委員会承認)
 - この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則(令和5年7月21日審查委員会承認)
 - この要領は、審査委員会の承認があった日に施行する。

若齢子牛等預託事業対象牛の明細

1.肥育(他者生産牛)

牛の種類	預託期間	若齢子牛 等預託事 業	(参考)肉用 牛流通促進 対策事業
1 黒毛和種(受精卵移植により生産さ	14 か月以上	×	\circ
れた6か月未満)	8か月以上14か月未満	\circ	×
2 黒毛和種(受精卵移植以外の方法に より生産された6か月未満)	8か月以上	0	×
3 黒毛和種(月齢6か月以上12か月 未満)	8か月以上	×	
4 黒毛和種 (月齢 12 か月以上))	8か月以上	\circ	×
5 褐毛和種、その他肉専用種(月齢6 か月未満)	8か月以上	0	×
6 褐毛和種、その他肉専用種(月齢6 か月以上12か月未満)	8か月以上	×	0
7 褐毛和種、その他肉専用種(月齢 12 か月以上)	8か月以上	0	×
8 交雑種(月齢2か月未満)	14 か月以上	×	0
	8か月以上14か月未満	0	×
9 交雑種(月齢2か月以上6か月未満)	8か月以上	0	×
10 交雑種(月齢6か月以上12か月未満)	8か月以上	×	0
11 交雑種 (月齢 12 か月以上))	8か月以上	0	×
 12 乳用種(月齢2か月未満)	14 か月以上	×	\circ
12 和用性(分剛 2 //* 分水侧)	8か月以上14か月未満	\circ	×
13 乳用種(月齢2か月以上6か月未 満)	8か月以上	0	×
14 乳用種(月齢6か月以上12か月未満)	8か月以上	×	0
15 乳用種(月齢 12 か月以上)	8か月以上	0	×

2.肥育(自己生産牛)

牛の種類	預託期間	若齢子牛 等預託事 業	(参考)肉用 牛流通促進 対策事業
1 黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用	8か月以上24か月以下	0	×
種、交雑種	24 か月超	0	×
2 乳用種	8か月以上	0	×

3.繁殖雌子牛(他者生産牛)

牛の種類	預託期間	若齢子牛 等預託事 業	(参考)肉用 牛流通促進 対策事業
1 黒毛和種(受精卵移植により生産された6か月未満)	8か月以上60か月以下	0	0
2 黒毛和種(受精卵移植以外の方法に より生産された6か月未満)	8か月以上 60 か月以下	0	×
3 黒毛和種(月齢6か月以上12か月未満)	8か月以上60か月以下	0	0

牛の種類	預託期間	若齢子牛 等預託事 業	(参考)肉用 牛流通促進 対策事業
4 黒毛和種(月齢 12 か月以上)	8か月以上 60 か月以下	0	×
5 褐毛和種、その他肉専用種(月齢6か月未満)	8か月以上 60 か月以下	0	×
6 褐毛和種、その他肉専用種(月齢6か月以上12か月未満)	8か月以上 60 か月以下	0	0
7 褐毛和種、その他肉専用種(月齢 12 か月以上 25 か月未満)	8か月以上 60 か月以下	0	×
8 交雑種(月齢2か月未満)	8か月以上 60 か月以下	0	0
9 交雑種(月齢2か月以上6か月未満)	8か月以上 60 か月以下	0	×
10 交雑種(月齢6か月以上12か月未満)	8か月以上 60 か月以下	0	0
11 交雑種 (月齢 12 か月以上)	8か月以上 60 か月以下	0	×
12 乳用種	8か月以上 60 か月以下	0	×

4.経産牛(他者生産牛)(繁殖雌牛)

牛の種類	預託期間	若齢子牛 等預託事 業	(参考)肉 用牛流通促 進対策事業
1 黒毛和種(1産以上の子牛生産、もしくは妊娠(初任を含む。)しているもの、 又は月齢 25 か月以上)で導入後に繁殖 処理を実施し、1産以上の子牛を生産 するもの	8か月以上 60 か月以下	0	0
2 褐毛和種、その他肉専用種(1産以上 の子牛生産、もしくは妊娠(初任を含 む。)しているもの、又は月齢 25 か月 以上)で導入後に繁殖処理を実施し、1 産以上の子牛を生産するもの	8か月以上60か月以下	0	0
3 交雑種(1産以上の子牛生産、もしくは妊娠(初任を含む。)しているもの、 又は月齢 25 か月以上)(月齢 74 か月未満)で導入後に繁殖処理を実施し、1産 以上の子牛を生産するもの	8か月以上 60 か月以下	0	0
4 交雑種(月齢 74 か月以上)(1 産以上の子牛生産、もしくは妊娠(初任を含む。)しているもの、又は月齢 25 か月以上)で導入後に繁殖処理を実施し、1 産以上の子牛を生産するもの	8か月以上 60 か月以下	0	×
5 乳用種(1産以上の子牛生産、もしくは妊娠(初任を含む。)しているもの、 又は月齢25か月以上)で1産以上の子 牛を生産するもの	8か月以上 60 か月以下	0	×
6 黒毛和種(妊娠(初任を含む。)しているもの)で導入後に繁殖処理を実施しないで1産以上の子牛を生産するもの	8か月以上 60 か月以下	0	×
7 褐毛和種、その他肉専用種(妊娠(初 任を含む。)しているもの)で導入後に 繁殖処理を実施しないで1産以上の子 牛を生産するもの	8か月以上 60 か月以下	0	×
8 交雑種(妊娠(初任を含む。)しているもの)で導入後に繁殖処理を実施しな	8か月以上 60 か月以下	0	X

牛の種類	預託期間	若齢子牛 等預託事 業	(参考)肉用牛流通促 進対策事業
いで1産以上の子牛を生産するもの			

5.経産牛(他者生産牛)(肥育)

	牛の種類	預託期間	若齢子牛 等預託事 業	(参考)肉用 牛流通促進 対策事業
1	黒毛和種	8か月以上	\circ	×
3	褐毛和種、その他肉専用種	8か月以上	0	×
4	褐毛和種、その他肉専用種	8か月以上	0	×
5	交雑種	8か月以上	0	×
6	乳用種	8か月以上	0	×

若齢子牛等預託事業参加承認申請書

番 号 令和 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会 会 長 殿

(参加申込者) 住 所 氏 名

今般、貴協会の若齢子牛等預託事業の参加を承認願いたく、下記のとおり申請いたします。

記

預託限度額	円
預託牛購入開始予定日	令和 年 月 日
当該事業での肉用牛等	肉用仕向け: 頭
年間購入予定頭数	繁殖仕向け: 頭
当該事業での肉用牛等	Н
年間購入予定金額	H
販売代金の送金方法	例①
そ の 他	

- 注)販売代金の送金方法は、以下の中から選択して右欄へ番号を記入してください。
 - ① 食肉卸売市場等から直接協会へ送金
 - ② 食肉卸売市場等から所属する組合経由で協会へ送金
 - ③ 食肉卸売市場等から出荷者(第三者)→参加申込者→所属する組合経由で協会へ送金
 - ④ 食肉卸売市場等から→参加申込者(出荷者)→所属する組合経由で協会へ送金
 - ⑤ 食肉卸売市場等から出荷者(第三者)→参加申込者経由で協会へ 送金
 - ⑥ 食肉卸売市場等から参加申込者経由で協会へ送金

添付資料

- 1 所属する組合からの推薦書(別添1)
- 2 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定に基づく認定農業者の証明書及 び計画書の写し
- 3 若齢子牛等年間購入計画書(別添2)
- 4 肥育農家調書(別添3)
- 5 肥育農家は、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱第4の1の(3)のカの登録 生産者の証明書の写し。ただし、経産牛の肥育等のため肉用牛肥育経営安定交付 金交付要綱対象外の者については、この限りでない。

繁殖農家は、肉用子牛生産安定等特別措置法第6条第1項の生産者補給金交付契約書の写し。ただし、初生牛等販売等のため肉用子牛生産安定等特別措置法対象外の者については、この限りでない。

6 法人の場合は、直近3か年分の事業報告、貸借対照表、損益計算書、付属明細書

個人の場合は、直近3か年分の税務申告書又は源泉徴収票の写し

(別添1)

推薦書

一般社団法人 日本家畜商協会 御中

下記の者の経営状況及び財務状況について当組合で審査した結果、健全と認められましたので、貴協会の若齢子牛等預託事業に参加することを推薦します。

(なお、同氏が当組合の所在する道府県以外の場所で若齢子牛等預託事業対象牛を飼養することについて、当組合で認めていますので、念のため申し添えます。)

記

被推薦者 住所

氏名

令和 年 月 日

○○家畜商業協同組合 理事長

(注)

「なお書き」については、該当組合の理事会において、組合の所在する道府県以外の 場所で協会の若齢子牛等預託事業対象牛を飼養することを承認している場合に限る (理事会議事録を添付)。 所属組合名:

参加申込者:住 所

氏 名

電話番号 (携帯):

FAX番号: メール番号:

肥育 、 殖 別	品種		年 4 月	年 5 月	年 6 月	年 7 月	年 8 月	年 9 月	年 10 月	年 11 月	年 12 月	年 1 月	年 2 月	年 3 月	計
		頭数													
		借入 額													
		頭数													
		借入 額													
		頭数													
		借入 額													
		頭数													
		借入 額													
		頭数													
		借入 額													
		頭数													
		借入 額													
		頭数													
		借入 額													

令和 年度若齢子牛等預託事業肥育農家調書

住所: 氏名:

1 肥育農家

			取組	内容	事業	区分	
農家番号	認 定農業者	契 約 生産者	枝肉DB の同意	個体識別DB の同意	肥育事業	繁殖事業	備考

- (注) 1 認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法」(昭和 55 年法律第 65 号) 第 12 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた者であり、登録生産者とは、「肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱」(平成 30 年 12 月 26 日 30 農畜機第 5251 号) 第 4 の 1 の (3) のカの登録生産者のことである。それぞれの該当項目に〇印を記入する。
 - 2 取組内容は、肥育農家等が肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程に関する同意書の提出をする場合は「枝肉 DB の同意」に、牛個体識別全国データベースの飼養地情報の公表の同意書の提出をする場合は「個体識別 DB の同意」に〇印を記入する。
 - 3 事業区分は、「肥育事業」を実施する場合は「肥育事業」に○印 を、「繁殖肥育事業」を実施する場合は「繁殖肥育事業」に○印を、 両事業を実施する場合は両方に○印を記入する。

2 繁殖等計画(肉用子牛安定供給対策実施農家のみ該当。)

	繁	殖処理方法	去	産子利	用計画	公共 利用	備考	
品種	人工 授精	受精卵 移植	その他	繁殖 仕向け	肥育 仕向け	有	無	
	頭	頭	頭	頭	頭			

(注)「公共牧場利用計画」が有の場合は、利用する公共牧場の名称、所在地(都道府県名及び市町村名)を備考欄又は別紙に記入し、当該公共牧場との預託(入牧)契約書(写)等を添付すること。

3 飼養頭数計画

品種		年度末頭		本年度末頭数			
口口 作里	計	うち 預託	うち協 会預託	計	うち 預託	うち協 会預託	
A:黒毛和種 B:褐毛和種 C:その他肉専用種 D:交雑種 E:乳用種 計	頭	頭	頭	頭			

(注) この表には、預託する肥育農家等全体の品種別飼養頭数について記入する。

4 預託計画

品 種	肥育事業	繁殖事業	飼養場所
うち肥育(子牛、他者生産牛) A:黒毛和種 B:褐毛和種 C:その他肉専用種 D:交雑種 E:乳用種	頭	頭	
うち肥育(子牛、自己生産牛) F:黒毛和種 G:褐毛和種 H:その他肉専用種 I:交雑種 J:乳用種			
うち繁殖(子牛、他者生産牛) K:黒毛和種 L:褐毛和種 M:その他肉専用種 N:交雑種 O:乳用種			
うち繁殖(経産牛、他者生産牛) P:黒毛和種 Q:褐毛和種 R:その他肉専用種 S:交雑種 T:乳用種			
うち肥育(経産牛、自己生産牛) U:黒毛和種 V:褐毛和種 W:その他肉専用種 X:交雑種 Y:乳用種 計			

(注) 「飼養場所」は、都道府県名及び市町村名を記入する。(飼養場所が2ヵ所以上の場合は別段にし、該当市町村名は全て記入すること。)

(別紙2)

若齢子牛等預託事業参加承諾書

令和 年 月 日

事業参加者 氏名

殿

一般社団法人 日本家畜商協会 会 長

令和 年 月 日付け 号にて承認申請のありました若齢子牛等預託事業の参加 につい

ては、本日付けで下記1のとおり承諾します。

つきましては、令和 年 月 日までに下記2の書類を送付願います。

記

1 承諾する内容

預託限度額	円
預託牛購入開始予定日	令和 年 月 日
当該事業での肉用牛等 年間購入予定頭数	肉用仕向け: 頭 繁殖仕向け: 頭
当該事業での肉用牛等 年間購入予定金額	円
販売代金の送金方法	
そ の 他	

2 提出書類

- (1) 公益社団法人日本食肉格付協会に対する肉用牛枝肉情報全国データベースに係る同意書(別添1)
- (2)独立行政法人家畜改良センターに対する飼養地情報の公表の同意書(別添2)
- (3)協会が牛個体識別全国データベースを利用することについて独立行政法人家畜改良センターに対する同意書(別添3)

(別添1)

肉用牛の枝肉情報全国データベースに係る同意書

令和 年 月 日

公益社団法人日本食肉格付協会会長 殿

肥育者】				
住 所(〒	_)		
氏名(名称)			印	
電話番号				
所有者】				
住 所(〒	_)		
氏名(名称)			印	
電話番号				

肉用牛改良の増進、繁殖農家や肥育農家の経営改善・技術改善等に活用するため、「肉用牛枝肉情報全国データベース利用要領」、「褐毛和種枝肉情報全国データベース利用要領」及び「日本短角種枝肉情報全国データベース利用要領」に基づいて、データベースの適切な運用及び蓄積されている情報の適切な提供が行われる場合、

(1. 肥育者)

私は、肥育した肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。

(2. 当該肥育牛について、肥育者と所有者が異なる場合の所有者) 出荷時において私が所有する肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。

肉用牛の枝肉情報全国データベースに係る同意書

記入日令和 年 月 日

公益社団法人日本食肉格付協会会長 殿

担当	当者:	名		

出荷者(団体)名 出荷者(団体)住所 出荷者(団体)電話番号

「肉用牛枝肉情報全国データベース利用要領」、「褐毛和種枝肉情報全国データベース利用要領」及び「日本短角種枝肉情報全国データベース利用要領」に基づいて、データベースの適切に運用される場合、私が肥育若しくは所有する肥育牛の枝肉情報を提供することについて同意します。

No.		農 家 コ ード (電 話番号)	住所 (漢 字)	農 名(漢 字)	上記利用要領に基づいて	卸	備考
1	肥育者				私が出荷した肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。		
	所有者				私が所有する肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。		
2	肥育者				私が出荷した肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。		
	所有者				私が所有する肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。		
3	肥育者				私が出荷した肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。		
	所有者				私が所有する肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。		
4	肥育者				私が出荷した肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。		
4	所有者				私が所有する肥育牛の枝肉情報(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)を提供することについて同意します。		

(別添2) (第2条第1項関係)

飼養地情報の公表の同意書

令和	年	月	E

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 住所	(代表者を含む。)	印
管理者等 コード番号		

独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに記載されている情報のうち、私の氏名又は名称及び飼養施設の所在地に係る情報について、インターネット等による公表に同意します。

連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

同 意 書

令和 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

同意管理者 氏名又は名称 印 住所又は所在地

私は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用要領」第4条第三号の規定により、下記1の利用者が、下記2の利用目的のため、家畜改良センターより、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る私の情報を取得することに同意します。

記

- 1 利用者
 - ・氏名又は名称 一般社団法人日本家畜商協会
 - ・住所又は所在地 東京都中央区新川2-6-16
- 2 利用目的

一般社団法人日本家畜商協会の若齢子牛等預託事業(家畜商協会が作成した預託対象牛の明細表に記載された肉用子牛等の個体識別番号と貴センターの牛個体識別データとの照合を行い、その結果を当該事業参加組合員が所属する家畜商業協同組合及び金融機関へ報告する等の事業)を利用することにより、同意管理者が組合員となっている家畜商業協同組合が会員となっている家畜商協会が肉用子牛等購入資金を円滑に借り入れ出来るようになり、これにより同意管理者の肉用牛経営の拡大が図れる。

3 その他

利用期間は、一般社団法人日本家畜商協会の若齢子牛等預託事業に参加している間

独自農家コード 050000(一般社団法人日本家畜商協会)

若齢子牛等預託事業預託契約書

一般社団法人日本家畜商協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、若齢子牛等預託事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づいて、甲が実施要領第7条第2項に規定する肉用子牛及び同条第3項に規定する経産牛(以下「肉用子牛等」という。)を導入し、乙に事業対象の肉用子牛等(子取り用雌牛が生産した子牛(以下「成果物」という。)を含めて、以下「預託牛」という。)を供給するに当たり、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(肉用子牛等の選定及び購入)

- 第1条 甲は、事業の対象となる肉用子牛等の選定及び購入に当たっては、甲自ら実施することを原則とするが、次により乙に委任して実施することができるものとする。
- (1) 甲は、必要に応じて購買員証明書(別添様式1)(所属する組合経由)を発行するものとする。
- (2) 甲から委任を受けた乙は、事業の対象となる肉用子牛等を選定・購入したとき は、甲(所属する組合経由)に対し、速やかに市場購買伝票、子牛登録証明書等 を添付して若齢子牛等預託事業依頼書(別添様式2)を提出するものとする。

(預託牛の供給)

- 第2条 甲は乙に対して、預託牛購入費等の精算を以下のいずれかの時点(以下「販売等の時点」という。)まで猶予し、当該預託牛の所有権をその時点まで甲に留保する ことを条件として、乙に対し預託牛を供給する。
- (1) 肥育事業の対象牛
 - ア 肉用子牛等預託予定期間(甲と乙との間の若齢子牛等預託事業依頼書・同承諾書で合意され、あるいはその後変更された預託予定期間を言う。以下、同じ。)が終了した後、第12条第4項の支払がなされる日
 - イ 契約を解除した後、第12条第4項の支払がなされる日
 - ウ 預託牛を販売したとき
 - エ 預託牛が死亡したとき
 - オ 繁殖事業の対象から肥育事業の対象へ仕向け変更した預託牛を販売したとき
 - カ 繁殖事業の対象から肥育事業の対象へ仕向け変更した預託牛が死亡したとき
- (2)繁殖事業の対象牛
 - ア 肉用子牛等預託予定期間が終了した後、第12条第4項の支払がなされる日
 - イ 契約を解除した後、第 12 条第 4 項の支払がなされる日
 - ウ 預託牛を販売したとき
 - エ 預託牛(ただし、成果物を除く。)が死亡したとき
- 2 甲が預託牛を供給した場合、乙は甲の若齢子牛等預託事業承諾書(別添様式3)に 基づき以下の金額を同承諾書の別添「預託牛購入に伴う協会手数料等の請求書」に記 載された支払期日までに支払うものとする。
- (1)事業継続負担金

預託事業を継続的に実施できるようにするためのものであり、預託牛1頭当り 2,000円。

なお、10年後に残額がある場合、協会は、返還の有無、返還方法等を検討する。

- (2) 預託牛購入費の1頭当りの上限額を超える金額
 - 甲が立替払いを行う預託牛購入費の1頭当りの上限額は以下のとおりとしている。
 - この額を超えるときは、超える部分の金額
 - ア 肉専用種 : 75 万円イ 交雑種 : 45 万円ウ 乳用種 : 25 万円

(所有権の留保)

- 第3条 甲は、第2条の供給により乙に対して有する債権の担保として、乙の販売等の 時点まで預託牛の乙への所有権移転を留保する。
- 2 甲は前項の所有権移転を留保している期間において預託牛を金融機関へ担保提供できるものとする。なお、乙は、甲の担保提供に協力するものとする。
- 3 肥育事業の対象預託牛の所有権は、甲と乙が預託牛の販売等の日の前日までに協議し、乙が預託牛の販売等の後、甲にすみやかに債務を返済することを条件として、 乙が第2条の預託牛の販売等の直前に、その所有権を乙に移転するものとする。
- 4 繁殖事業の対象預託牛の所有権は、当該預託牛が目的を達成して当該預託牛又は 当該預託牛が生産した肉用子牛を販売する直前に乙に移転するものとする。
- 5 預託予定期間が終了したときの対象預託牛の所有権は、預託予定期間が終了した 後に第12条第4項の支払がなされた日に、契約を解除したときの対象預託牛の所有 権は、契約解除の後に第12条第4項の支払がなされた日に、それぞれ乙に所有権が 移転するものとする。

(預託牛の引渡し等)

- 第4条 甲は、購入した預託牛を購入日に乙に引き渡すものとする。
- 2 預託牛の購入に要する経費は、甲において支払う。
- 3 乙は、預託牛の引き取りに要する経費を負担する。
- 4 甲は、預託牛を金融機関へ担保提供し資金調達を行うものとする。 このため、甲、乙及び金融機関との間で、動産譲渡担保権設定契約及び指図によ る占有移転等に関わる合意書を締結するものとする。

(債権の範囲)

- 第5条 甲の乙に対する債権の範囲は次のとおりとする。
- (1) 肉用子牛等購入立替費用(甲の手数料、諸経費を含む。)
- (2)(1)に係る利子

(利息の計算)

第6条 前条の利子は、甲が定める利率及び預託牛を供給した日から当該預託牛購入 代金が乙から甲に返済される日又は甲が指定した日までの日数により計算する。

(預託期間)

- 第7条 肉用子牛等の預託期間は、次のとおりとする。
 - (1) 実施要領第2条の(1) 肥育事業にあっては、肉用子牛等を預託してから販売するまでの期間とし、最低8か月間以上の期間とする。
 - (2) 実施要領第2条の(2) 繁殖事業にあっては、肉用子牛等を預託してから、子牛を生産し、債権を精算するまでの期間を預託期間とする。なお、預託期間は、原則として60か月を超えない期間とする。

(債権の保全)

- 第8条 乙は、甲から乙に預託牛の所有権が移転される前に、甲から引渡しを受けた預 託牛を第三者に譲渡又は担保として提供することはできない。
- 2 乙は、甲の指示するところに従い、当該預託牛の固有の番号(又は個体識別番号) 及び当該預託牛が甲の所有物件である旨を表示した表示板を農場内に掲示するなど により、甲の債権の存在を第三者に明示するものとする。
- 3 乙は、当該預託牛につき第三者がその占有、又は甲の所有権などを犯す虞れがある場合、及び第三者により差押え、仮差押え、仮処分を受け、又は受ける虞れがある場合には、遅滞なくその旨を甲に通知し、甲の債権の保全に努めなければならない。

(期中管理)

第9条 甲は、預託事業の適正実施のため、以下の事項を実施し、乙は甲に協力する ものとする。

- (1) 乙から所得税申告書、事業報告書等を徴求し、経営状況や財務状況を把握
- (2)預託牛の在庫状況について必要に応じ現物確認の実施
- (3)必要に応じ乙の状況確認の実施

(若齢子牛等預託内容の変更)

- 第10条 乙は、肉用子牛等預託内容を変更しようとする場合は、遅滞なく若齢子牛等 預託内容変更依頼書(別添様式4)(所属する組合経由)を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、乙から提出された若齢子牛等預託内容変更依頼書を審査し、若齢子牛等預託 内容の変更の承諾を決定したときは、乙に対し若齢子牛等預託内容変更承諾書(別添 様式5)を交付するものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲及び乙は、預託期間中、一方的に契約を解除することができないものと する。

ただし、甲は、次に掲げる場合には、契約期間中であっても、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が経営難等により、肉用子牛等の飼養が継続できないと認められる場合
- (2) 乙が預託契約書の各条項に違反した場合
- (3) 乙の死亡又はその他重大な事故等により、肉用子牛等を飼養することが困難であることが明らかな場合
- (4) 乙(乙が団体の場合は、代表者及び役員を含む。)が暴力団員による不当な行 為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団 員に該当する者であることが判明した場合
- 2 契約解除された乙又は乙の相続人は、当該預託牛の飼養管理に要した一切の費用 を甲に請求できないものとする。
 - また、契約解除された乙又は乙の相続人は、当該預託牛を直ちに甲に引き渡さなければならない。
- 3 前項の規定による預託牛の引き渡しが遅延した場合において、甲が請求したときは、乙は、乙の飼養する甲の預託牛以外の肉用子牛等について担保権を設定しなければならない。

(預託牛の販売等及び債権・債務の精算等)

第 12 条 預託牛を販売しようとするとき乙(所属する組合経由)は、原則として事前に甲と協議するものとする。

また、乙は預託牛の販売代金が食肉卸売市場等、所属する組合等から乙が選択し、 甲の会長が承諾した以下のいずれか一の方法により甲へ送金されることについて承 諾するものとする。

- (1)食肉卸売市場等から直接甲へ送金
- (2)食肉卸売市場等から所属する組合経由で甲へ送金
- (3)審査委員会の答申に基づき会長が承諾した方法により甲へ送金
- 2 預託牛を販売したとき乙は、遅滞なく甲(所属する組合経由)に報告(別添様式 7)するものとする。
- 3 預託牛が死亡したとき、乙は、速やかに甲(所属する組合経由)に報告(別添様式6)するものとする。
- 4 乙が甲と協議の上預託牛を販売したとき、又は預託牛が死亡したとき、預託予定期間が終了したとき、又は契約を解除したとき甲は、乙に対する債権の精算を行うとともに、乙の甲に対する支払額を決定して乙に「預託牛購入費等精算書」(別添様式8)を交付するものとし、乙は、これに基づき甲の指示する方法により甲に支払うものとする。
- 5 前項の支払額は、1頭ごとに次の(1)ないし(4)の合計額とする。
- (1) 肉用子牛等購入立替費用
- (2) (1) に係る利子
- (3) 甲の手数料相当額

- (4) その他諸経費 (該当する費用等がある場合)
- 第13条 預託牛を販売しようとするとき乙(所属する組合経由)は、原則として事前に甲と協議するものとする。

また、乙は預託牛の販売代金が食肉卸売市場等、所属する組合等から乙が選択し、 甲の会長が承諾した以下のいずれか一の方法により甲へ送金されることについて承 諾するものとする。

- (1) 食肉卸売市場等から直接甲へ送金
- (2) 食肉卸売市場等から所属する組合経由で甲へ送金
- (3)審査委員会の答申に基づき会長が承諾した方法により甲へ送金
- 2 預託牛を販売したとき乙は、遅滞なく甲(所属する組合経由)に報告(別添様式 7)するものとする。

(損益の帰属)

第 14 条 預託牛の飼養管理及び販売に伴う損益は、乙に帰属するものとする。

(善管注意義務及び飼養管理)

- 第 15 条 乙は、甲の占有代理人となって、預託牛を、事業の目的及び甲の指示する ところに従い、かつ、常に善良な管理者の注意をもって飼養管理するものとする。
- 2 乙は、預託牛を原則として乙が所属する組合の道府県内で飼養するものとする。
- 3 乙は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成 15 年法律第 72 号)を順守し、個体識別のための耳標の装着の確認、各種届出を実施するものとする。
- 4 肉用子牛等を選定・購入しようとするときは、事前に甲(所属する組合経由)に 対し協議するものとする。
- 5 乙は、甲から委任を受けた上、事業の対象となる肉用子牛等を選定・購入した場合は、速やかに若齢子牛等預託事業依頼書(別添様式2)を市場購買伝票、子牛登録証明書等を添付して甲(所属する組合経由)に提出するものとする。
- 6 乙は、預託を受けた肉用子牛等を、他の肥育農家等に再預託してはならない。
- 7 乙は、飼養期間中、預託牛に死亡、疾病、盗難、遺失、その他重大な事故があった場合、並びに甲の権利を害する行為を受け、又は受ける虞れがある場合には、速やかに甲に「若齢子牛等預託事業に係る預託牛の事故報告書」(別添様式6)を提出するとともに、当該預託牛の取扱いについて甲の指示に従わなければならない。
- 8 乙は、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる区分に応じた書類を、前項による報告から遅滞なく甲に提出するものとする。
- (1)盗難、遺失の場合……所轄の警察署に届出した証明書
- (2) 死亡、疾病の場合……獣医師の診断書
- (3) その他重大な事故が発生した場合……事故を証明するため甲が指定した書類
- 9 乙は、子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛については、繁殖処理(人工授 精又は受精卵移植等をいう。以下同じ。)を実施し、1産以上の肉用子牛を生産す るとともに、預託期間中の肉用子牛等及びその産子の善良な飼養管理を行うものと する。

なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、「若齢子牛等預託事業仕向けの変更報告書」(別添様式繁殖1)をその繁殖処理の実施を証する書類を添付し不受胎の認識後速やかに甲(所属する組合経由)に提出しなければならない。

10 乙は、子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛等の産子について、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に基づく家畜登録機関による子牛登録等を行うよう 努めること。

また、乙が生産した肉用子牛は、当該肉用子牛を生産した乙に預託することはできない。

なお、登録機関による子牛登録を行った牛については、子牛登録証は、速やかに 協会 (所属する組合経由) へ提出するものとする。 11 甲は、預託牛全頭を金融機関へ担保提供することとしているため、乙は甲の担保 提供に協力するものとする。

また、甲(所属する組合経由)から預託牛に係る債権の保全措置について指示が あったとき及び甲(所属する組合を含む。)が現地確認を実施するときは、協会に 協力するものとする。

- 12 乙は、繁殖事業を実施している場合であって、肉用子牛等から子牛を生産した場合には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく出生報告を行うとともに、産子の生年月日、性別、利用計画等について甲へ速やかに報告するものとする。
- 13 乙は、繁殖事業を実施している場合であって、機構からの流通促進対策事業による繁殖雌牛導入に係る補助金の交付を受けたときは、甲へ速やかに報告するものと する。
- 14 乙は、預託牛を導入し、販売したとき及び預託牛が死亡したときは、速やかに家畜 改良センターに届出を行うものとする。
- 15 乙は、預託牛を販売する場合は、原則として事前に甲(所属する組合経由)と協議するものとする。
- 16 乙は、預託牛を販売したときは、「若齢子牛等預託事業に係る預託牛の販売報告書」(別添様式7)を遅滞なく甲(所属する組合経由)に提出するものとする。16 乙は、預託牛を販売したときは、「若齢子牛等預託事業に係る預託牛の販売報告書」(別添様式7)を甲(所属する組合経由)に提出するものとする。

(契約の期間)

第 16 条 本契約の期間は、本契約締結日から第 12 条第 4 項に規定する債権の精算が 完了した日までとする。

(関係法令の遵守)

第 17 条 乙は、甲の指導を受け、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法等の関係法令、この 実施要領(法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準を含む。)を遵守するもの とする。

(その他)

第 18 条 本契約について疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項について は、甲乙が誠意を持って協議決定し、その解決に努めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

- (甲) 住 所 東京都中央区新川2-6-16 名 称 一般社団法人日本家畜商協会 代表者 会長
- (乙) 住 所

 氏 名

 印

肉用子牛等の購買員証明書 (例)

家畜市場開設者 殿

(委任者)住 所 東京都中央区新川2-6-16 氏 名 一般社団法人日本家畜商協会

上記代行者

住 所

氏 名 ○○家畜商業協同組合

理事長 〇 〇 〇 印

(受任者)住 所 氏 名

一般社団法人日本家畜商協会は、令和〇〇年度の若齢子牛等預託事業において、当該 事業対象肉用子牛等の選定・購入を上記の受任者に委任する。

貴殿の開催する家畜市場において、下記により事業対象肉用子牛等の選定・購入を行うことを承認頂き、また、その購入代金(諸経費を含む。)については、一般社団法人日本家畜商協会が支払を行うので、当該請求書を送付願いたい。

記

- 1 購買承認期間
- 2 購買限度額
- 3 家畜市場名

若齢子牛等預託事業依頼書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本家畜商協会 会 長 殿

所属組合名:

所在地

(事業参加者) 氏 名

今般、下記につき貴協会の若齢子牛等預託事業の利用を承認願いたく、依頼いたします。

預託事業の実施に当たっては、貴協会の若齢子牛等預託事業実施要領等の定めるところに従い、必ずその義務を履行いたします。

記

預託牛導入状況	別添「市場購買伝票の写し」のとおり
預託予定期間	令和 年 月 日~令和 年 月 日
肉用子牛等購入頭数	肥 育: 頭 繁 殖: 頭 経産牛: 頭
そ の 他	

協会手数料等の支払予定日:令和 年 月 日

添付資料

市場購買伝票の写し

子牛登録証明書

(別添様式3)

若齢子牛等預託事業承諾書

預託番号	
預託金額	円
預託予定期間	令和 年 月 日~令和 年 月 日
肉用牛購入頭数	肥 育: 頭 繁 殖: 頭 経産牛: 頭
預 託 金 利	%
そ の 他	

(注)預託金額とは、肉用子牛等購入立替費用のことを言う。以下同じ。

令和 年 月 日付けでご依頼のあった預託事業については、上記により承諾致します。 ついては、別添「預託牛購入に伴う協会手数料等の請求書」に基づき、期日までに協 会手数料等をお支払方お願い致します。

令和 年 月 日

住所(事業参加者)氏名

殿

一般社団法人 日本家畜商協会 会 長 (別添)

令和 年 月 日

住 所 名

殿

預託牛購入に伴う協会手数料等の請求書

令和 年 月 日付けで承諾した若齢子牛等預託事業に係る協会手数料等について、 下記により、支払いされたく請求いたします。

記

1 請求額

預託番号:

									請求	類	
家畜 の種 類	肥育、 繁殖、 経産 牛の別	家 市場 名	預託 牛購 入日	個体 識別 番号	生年月日	購入 金額	預託 金額	上限額 を超える金額	事総負金	預託 事業 手数 料	≅ 1
合計											

- 2 支払期日令和 年 月 日
- 3 支払先の口座番号等
- (1) 金融機関名
- (2)預金の種類
- (3) 名義人
- (4)口座番号

若齢子牛等預託内容変更依頼書

令和 年 月 日

所属組合名:

所在地

(事業参加者) 氏 名

今般、下記貴協会若齢子牛等預託事業について、下記事由により当初の預託内容を変 更願いたく、依頼いたします。

記

変更事項	変更前の表示	変更後の表示
対象牛の個体識別番号		
理由		

(別添様式4の参考資料)

(注:所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料)

若齢子牛等預託内容変更依頼書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会 御中

所属組合名

令和 年 月 日付け若齢子牛等預託内容変更依頼書の預託牛導入日等は下表のと おりです。

事業参加者名:

• 21• 2 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
預 託 番 号	個 体 識 別 番 号	預託牛 導入日	変更後の 預託期日	預 金 額	備考

(別添様式5)

若齢子牛等預託内容変更承諾書

預託開始年月日	和年	月	日		預	託	番	号				
当 初 の 預 託 金 額	変		更	ĵ.		前	変		夏	Ħ,		後
F						円					円	
変 更 事 項	変	更	前	0)	表	示	変	更	後	0)	表	示
変更対象牛の個体識別番号												
理由												

令和 年 月 日付けでご依頼のあった若齢子牛等預託内容の変更については、上記のとおり承諾致します。

令和 年 月 日

所在地 (事業参加者)氏 名

> 一般社団法人 日本家畜商協会 会 長

(別添様式6)

若齢子牛等預託事業に係る預託牛の事故報告書

令和 年 月 日

一般社団法人日本家畜商協会 会長 〇〇 〇〇 殿

> 事業参加者 所属組合名 住 所 氏 名

このことについて、下記のとおり事故が発生したので、若齢子牛等預託事業預託契約書第14条第8項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算予定日:令和 年 月 日
- 2 添付書類 獣医師診断書等
- (注)1. 肉用子牛等を導入した年度内に死亡した場合は、預託牛から除外されるため、 獣医師診断書の添付は不要です。
 - 2. 繁殖事業で導入した繁殖用雌子牛の繁殖供用の中止に係る事故報告の場合には、繁殖供用が困難であることが確認できる資料を添付してください。

(別添様式6の参考資料)

(注:所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料)

若齢子牛等預託事業に係る預託牛の事故報告書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会 御中

所属組合名

令和 年 月 日付け若齢子牛等預託事業に係る預託牛の事故報告書の預託牛 導入日等は下表のとおりです。

事業参加者名:

預 託	個 体 識	預託牛	預託牛	精 算	備考
番 号	別 番 号	導入日	死亡日	予定日	

(別添様式7)

若齢子牛等預託事業に係る預託牛の販売報告書

令和 年 月 日

一般社団法人日本家畜商協会会長 〇〇 〇〇 殿

事業参加者 所属組合名 住 所 氏 名

私は、令和 年度貴協会と締結した若齢子牛等預託事業預託契約書に基づいて、引き渡しを受けた肉用子牛等等(預託牛)については、下記のとおり販売したので報告します。

記

1 精算予定日 令和 年 月 日

添付資料 市場販売伝票の写し

(別添様式7の参考資料)

(注:所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料)

若齢子牛等預託事業に係る預託牛の販売報告書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会 御中

所属組合名

令和 年 月 日付け若齢子牛等預託事業に係る預託牛の販売報告書の預託牛導入 日等は下表のとおりです。

事業参加者名:

預 託 番 号	個 体識 別番号	預託牛 導入日	預託牛 販売日	精 算 予定日	備考
 計					

(別添様式8)

令和 年 月 日

住 所 氏 名

殿

東京都中央区新川2-6-16 一般社団法人日本家畜商協会 会 長

預託牛購入費等精算書

預託牛購入費等について、下記により、精算いたします。 なお、精算額は、下記 2. の精算日に支払いますので、受領願います。

記

1. 支払額

円(明細は別添「精算等明細表」のとおり。

2. 精算日 令和 年 月 日 事業参加者:

(精算番号:)

	异省/		個						加算額					控除額	•			
預託番号	品 種	性別	体識別番号	生年月日	預 託 日	販売日	精算日	預 託 日	売却代 金協会 入金額	その他		預託 金額	預託 利息	協会手数料	その 他立 替金	計②	精算額(請求額) ①一②	備考
		合計																

(別添様式繁殖1)

若齢子牛等預託事業に係る仕向けの変更報告書

令和 年 月 日

一般社団法人日本家畜商協会 会長 〇〇 〇〇 殿

> 事業参加者 所属組合名 住 所 氏 名

このことについて、下記のとおり仕向けを変更したので、若齢子牛等預託事業預託契約書第 14条第9項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象牛

① 仕向け変更日 令和 年 月 日

2 添付書類

繁殖処理の実施を証する書類 (獣医師診断書、授精証明書等)

(別添様式繁殖1の参考資料)

(注:所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料)

若齢子牛等預託事業に係る仕向けの変更報告書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会 御中

所属組合名

令和 年 月 日付け若齢子牛等預託事業に係る仕向けの変更報告書の預託牛導入日等は 下表のとおりです。

事業参加者名:

備考	仕向け変更日	預託牛導入日	個体識別番号	預託番号
 <u> </u>				

若齢子牛等預託事業委託契約書

一般社団法人日本家畜商協会 会長 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、若齢子牛等預託事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、次のとおり委託契約を締結するものとする。

(趣旨)

第1条 この委託契約は、甲が実施する若齢子牛等預託事業(以下「預託事業」という。)を円滑に実施するため、甲が、乙に、預託事業の一部を委託して実施する場合においての基本事項を定め、もって事業の適正な運営に資することを目的とする。

(事業の委託)

- 第2条 甲は乙に対し、実施要領第22条に規定する業務(以下「委託事業」という。)を委託 するものとする。
 - (1) 事業参加候補者の経営状況等の審査及び適格者の甲への推薦
 - (2) 事業参加承諾後の提出書類(家畜改良センター等に対する同意書等)の確認、甲への送付
 - (3) 甲の代行者として事業参加者に対する購買員証明書の発行
 - (4) 子牛登録証の保管
 - (5) 事業参加者の個別(都度)の肉用牛導入・販売等の報告の受理・甲への報告
 - (6) 事業参加者からの「預託牛精算報告書」に基づく精算、甲への送金
 - (7) 甲が実施する事業参加者に対する現地調査への同行
 - (8) 事業参加者に問題が発生した場合や発生が予見される場合、遅滞なく甲へ連絡
 - (9) その他預託事業に関連する事項

(委託事業の内容)

- 第3条 甲が乙に対し委託する業務の内容及び当該事業に要する経費(以下「委託費」という。) の配分は、「若齢子牛等預託事業委託事業実施計画書」(以下「委託事業実施計画」という。) (別紙様式第1号)のとおりとする。
- 2 乙は、委託事業を前項の委託事業実施計画に従い実施しなければならない。

(委託事業の内容の変更)

- 第4条 乙は、前条の委託事業の内容について、委託事業の中止又は廃止をしようとするとき は、委託事業変更承認申請書(別紙様式第2号)を甲に提出し、その承認を受けるものとす る。
- 2 甲は、1の承認をするときは、条件を付すことができるものとする。

(委託事業に係る経費の内容)

第5条 委託事業に係る経費の内容は、別表のとおりとする。

(委託事業の実施期限)

第6条 乙は、委託事業を令和 年 月 日までに完了するものとする。

(契約期間)

第7条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から委託費の精算払いが完了する日までとする。

(委託費の限度額)

第8条 委託費の限度額は、金

円(消費税を含む。)とする。

(委託費の支払い)

第9条 甲は、乙が実施要領及び本契約の定めるところに従い委託事業を実施し、委託事業に要した経費の額が確定したときは、第8条の限度額の範囲内で委託費を乙に支払うものとする。

ただし、甲は、乙が所期の目的を達しなかったと認めたときは、委託費を減額することができるものとする。

2 委託費の概算払い

甲は、預託牛導入後において第8条の限度額の50%を限度として概算払をすることができるものとする。乙は、委託費の概算払を請求する場合には、概算払請求書(別紙様式第3号)を甲に提出するものとする。

(実績報告)

- 第10条 乙は、委託事業対象牛について、導入、実施要領第16条第4項第1文の事由(販売、 死亡、預託予定期間の終了、契約の解除(以下「販売等」と言う。))のいずれか一つでも発生した事業年度が終了したすべての日(ただし、委託事業が完了した場合(委託事業対象牛の全頭について販売等の事由が発生した場合)は委託事業が完了した日)から起算して1ヵ月を経過した日までに、委託事業の実績報告書(別紙様式第4号)により関係証拠書類を添えて甲に提出するものとする。
- 2 乙は、第2条の(6)の預託牛の現物確認、対象農家の現地指導を実施した日から起算して1ヵ月を経過した日までに、実施結果報告書(別紙様式第5号)により関係証拠書類を添えて甲に提出するものとする。

(委託費の額の確定及び精算払い)

- 第11条 甲は、前条の規定により、乙から委託事業実績報告書の提出を受けたときは、速やか に内容を審査し、委託費の額を確定の上、精算払をするものとする。
- 2 1の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第8条に規定する委託費の限 度額のいずれか低い額とする。

(契約の解除)

- 第12条 乙は、本契約を第7条の契約期間中に解約することはできない。ただし、特別の事情により、乙が委託事業を遂行することが困難であると甲が認めた場合はこの限りでない。
- 2 甲は、第7条の契約期間中において次の各号に掲げる場合は、本契約を解除することができる。
- (1) 甲が、乙が委託事業を遂行することが困難であると認めたとき。
- (2) 乙が、本契約に定める条項に違反したとき。

(契約違反)

- 第13条 乙が本契約に定める条項に違反したとき又は第10条の規定により、乙が甲に提出した実績報告書又は実施結果報告書に瑕疵があると認められたときには、精算払があった後においても、甲は乙に対して次の処置をとることができるものとする。
 - (1) 既に支払っている委託費の一部又は全部の返還
 - (2) 前号の返還金に係る延滞金納入
- 2 前項に係る返還金の額、返還期日及び利率は、甲が別に定めるものとする。

(区分経理)

- 第 14 条 乙は、委託事業に係る経費について、他と明確に区別して経理するとともに帳簿を備え、その出納を明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託事業が完了した年度の翌年 度から起算して5年間保管しなければならない。

(帳簿等の整備保管等)

- 第15条 乙は、委託事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。
- 2 甲は、この委託要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応 じ、乙に対して調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(その他)

第 16 条 その他、この契約に定めない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものと

する。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都中央区新川2丁目6番16号 一般社団法人 日本家畜商協会 会 長

 \angle

ED

若齡子牛等預託事業委託事業実施計画書

- 1 事業の目的
- 2 委託事業の内容

ア 実施計画

<u> </u>			
区 分	時期	内容	備考

イ 事業費

-												
						負	1 担	区分	分			
区 分		事	業	費	委	託	費	そ (の	他)	備	考
				Ш			Ш					
				円			円			円		
章	<u>+</u>											
P	I											

注1 委託費には、積算基礎を記載すること。

3 委託事業実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(注)委託契約書の別紙として添付すること。

若齢子牛等預託事業委託事業変更承認申請書

番 号 令和 年 月 日

一般社団法人日本家畜商協会 会長 〇〇 〇〇 殿

住 所
○○県家畜商業協同組合
理事長 ○○ ○○ 印

令和 年 月 日付けで契約した委託事業実施計画について、下記の事由により委託事業実施計画を変更したいので承認されたく、若齢子牛等預託事業委託契約書第4条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の若齢子牛等預託事業委託事業実施計画書の様式に準 ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の事由」と書替え、委託事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように、変更に係る部分については、変更前を()書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

番 号 令和 年 月 日

若齢子牛等預託事業委託事業概算払請求書(令和 年度)

一般社団法人 日本家畜商協会 会長 殿

○○○県家畜商業協同組合理事長 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで契約した若齢子牛等預託事業委託契約書について、下記により委託 費 円を概算払により支払われたく、同契約書第9条第2項の規定に基づき請求しま す。

記

1 概算払請求額

(単位:円)

区分	契約額 (上限額)		事業の遂行状 1 年 月 日		今 回 請求額	備考
	(上)()	事業費	委託費	出来高	請	
計						

注:区分欄は、費目別に記載すること。

2 委託費振込先

○○銀行(銀行コード○○) ○○支店(支店コード○○)

若齢子牛等預託事業委託事業実績報告書

番 号 令和 年 月 日

一般社団法人日本家畜商協会 会長 〇〇 〇〇 殿

○○○県家畜商業協同組合理事長 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで契約した若齢子牛等預託事業委託事業について、下記のとおり実施 したので若齢子牛等預託事業委託契約書第 10 条第1項の規定に基づき、関係書類を添えてそ の実績を報告します。

なお、併せて委託費の精算額

円の交付を請求します。

記

- 1 委託事業の実績 別紙「若齢子牛等預託事業委託事業実績書」のとおり。
- (注) 様式は、別紙様式第1号「若齢子牛等預託事業委託事業実施計画書」に準ずる。
- 2 精算請求額 金 円 (実績額 円一既概算払受領額 円)
- 3 事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 4 添付書類 経費支払いに係る証票書類等
- 5 委託費振込先

(別紙5)

一般社団法人日本家畜商協会法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準

令和 年 月 日

信頼される職場風土の確立と「安全で健康な食品を提供する責務」を果たすため、

- 1 私は、社会の一員として、高い道徳観、倫理観、規範意識を持って行動します。
- 2 私は、一般社団法人日本家畜商協会の一員として、補助金等に係る予算の執行の適 正化に関する法律、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 等の関連法令、若齢子牛等預託事業実施要領等の協会内部要領を守り、お客様に信頼 される業を目指します。
- 3 私は、組織の一員として、その真の利益を考え、公正、正確な報告と積極的な提案 を行います。
- 4 私は、自主独立した個人として、自らを磨き、互いに切磋琢磨し、尊敬される社風 を築きます。
- 5 私は、この行動規範を常に自覚して行動し、不正があるときは勇気をもってそれを正します。

預託牛個体情報マッチングリスト

家畜商組合: 対象期間(転入日) 令和 年 月 日~令和 年 月 日 令和 年 月 日 ページ

M2

(※:マッチングエラー、または融資期間内出荷)(一:マッチング項目)(上段:トレサ情報、下段:報告情報)

(飼養:飼養区分、承認:承認番号)

整理番号	*	_	個体識別番号	購入資金	農 家 コード 預託者 コード	農家 名称 預託 者名	_	品種	 性別	_	生年月日	飼養場所	_	導入区分	転入年月日	素牛購入費用	_	転出区分	転出日	売却価格	と畜日	と畜場	肉用牛流 通促進対 策事業の 対象
計							_		 		_	_											<u> </u>

(トレサ受入頭数: 報告頭数: マッチング頭数: マッチングエラー頭数)

預託牛異動状況表

家畜商組合: 異動期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日 令和 年 月 日 ページ

金融機関:

(転入・転出・死亡)

S 2

預託者: 住所: (※:融資期間中で販売済み (単位:頭)

			個						素			転入					#	転出				肉用		
*	承認番号	整理番号	体識別番号	購入資金	飼養区分	品種	性別	生年月日	牛 購入費①	転入年月日	預託開始月齡	農家コード	飼養場所	飼養者名	転出日	転出時月齢	預託期 間(月 齢)	売却価格2	区分	と畜場名等	と 畜・ 子牛 出生 日	牛通進策業対流促対事の象	支出 ③	売 却 損 益 (②- ①- ③)
	合計			_	_		_													—				
	平均			_	_		_				_	_								_	_			

- 注) 1. 転出時月齢の合計及び平均は販売時の月齢である。(死亡時の月齢は計算対象外)
 - 2. 売却価格の合計及び平均は販売分の売却価格の合計及び平均である。(死亡は計算対象外)

預託牛在庫評価集計表

(導入日:令和 年 月 日~令和 年 月 日まで 令和 年 月 日ページ

家畜商組合: 預託牛有高日:令和 年 月 日現在

(マッチのみ出力)

金融機関:

(評価区分: x x x x x x x) S 6

		定文						<u>-</u>	生庫牛 頭	頁数			大唐	牛素牛購	二典	平日 :	在の評価	5万	評価増
承認 番号	融資 金額	返済 額累	融資 残高	購入 資金	品種	nm -k	与ケアナ	経産	その		合計		1工/里。	十糸十期	八貝	5元1	土り計准		加額
田 句	亚识	計	7人[印]	貝亚		肥育	繁殖	牛	他	今回	前回	増減	今回	前回	増減	今回	前回	増減	
合計 平均	_		_						_										

- 注) 1. 転出時月齢の合計及び平均は販売時の月齢である。(死亡時の月齢は計算対象外)
 - 2. 売却価格の合計及び平均は販売分の売却価格の合計及び平均である。(死亡は計算対象外)

預託牛在庫評価一覧表

(転入期間:令和 年 月 日~令和 年 月 日まで) 令和 年 月 日 ページ

家畜商組合: 預託牛有高日:令和 年 月 日現在

 金融機関:
 S 5

 承認番号:
 融資金額:
 円 返済金累計:
 円 融資残高
 円

VICHO (2)	NPDC田 ク・						₹ •	1 1 1/21	月 业 示 印 •	1 4	が見る	H1	1.1			
整理	登埋 頂託 識別	個体 識別	購入	飼養	品種	性別	生年月日	預託 年月	飼養開	肥育(導入)	現在	素牛購入費	現在の 評価額	担保価値の増加額	仕向け変更知
番号	有	番号	資金	区分			ЛП	日	始月齢	日数	月齢	月齢	1)	2	③ (②- ①)	更年 月日
合計			_	_					_	_		_				
平均	_	_	_			_		_	_	_		_				_

計 在庫(預託牛): 頭